

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
ただいまから令和7年第1回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は山本銀男代表監査委員にも御出席いただいております。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月26日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、承認1件、議案32件が町長から提出されております。
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆様、おはようございます。

7年に入って第1回の定例会ということで、議案、結構あるんですけども、皆さんの御

審議、よろしく願いたい。

それと、先週、東京のほうにも要望活動行ってまいりました。一つ一つ、皆さん御存じのように、やはりインフラ、道路の整備とか自然環境、全てのいろんな話を政務官、大臣、副大臣ともしてきたわけですが、少し前に言った国立公園の調査も入っていただけるような格好になるかと思います。それぞれに、また皆さんもいろんな思いあるかもしれませんが、また皆さんとともに要望活動、また行きたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

————— ◇ —————

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番、杉山広充君、8 番、野口直次君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第 2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 22 日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 25 日までの 22 日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正
する規約について）

○議長（石山貴美夫君） 日程第 3、承認第 1 号、専決処分した事件の承認についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、まず最初ですが、承認第１号、専決処分しました静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について説明をいたします。

議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理を委託している静岡縣市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じ、構成団体による協議書の日付を統一することから専決処分したものです。

今回の変更は、当組合の構成団体である西豆衛生プラント組合の名称を西豆広域行政組合に改めることに伴い、同組合の規約の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で町長の説明を終わります。

◎日程第４ 議案第８号 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第４、議案第８号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第８号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について説明いたします。

本条例は、令和７年４月１日から徴収を開始する寸又溪谷保全協力金について、徴収した協力金が目的以外に使用されないよう基金を設置し、適正に管理を行っていくため、新たに条例を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第５ 議案第 ９号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第６ 議案第１０号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第７ 議案第１１号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 8 議案第 1 2 号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 5、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第 12 号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての 4 件を一括議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第 12 号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例まで 4 つの議案について、関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

人事院は、令和 6 年 8 月、民間給与との格差を埋めるため、国家公務員の初任給及び給与表の引上げ、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数の引上げや各種手当の見直しを行いました。

人事委員会を設置していない本町としましては、この勧告に加え、県人事委員会勧告等を踏まえて、給与改定方針を定めたものです。

議案第 9 号においては、職員の初任給及び給与表の引上げ、特別給の年間支給月数を 0.1 か月分引上げ及び地域手当等の各種手当の見直しをするものです。

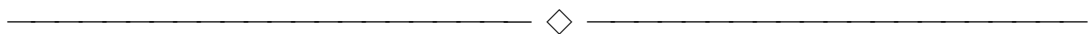
議案第 10 号では、特別職の職員で常勤の者の特別給の年間支給月数を 0.1 か月分引き上げるものです。

議案第 11 号では、会計年度職員について、職員同様に地域手当を支給するものです。

議案第 12 号では、一般職の任期付職員の給与表引上げ及び特別給の見直しです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 議案第 1 3 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 9、議案第 13 号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 13 号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、仕事と生活の両立支援の拡充のため、育児介護休業法等の一部改正に基づき改正するものです。超過勤務の免除となる子の範囲拡大と仕事と介護の両立支援制度を利

用しやすい勤務環境の整備を目的とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第 10 議案第 14 号 川根本町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により条項にずれが生じたため、当該条例で引用している条項について整理するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第 11 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律等により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに加えて拘禁刑を創設することとなったため、関係条例の一部を改正するものです。

施行期日は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定められ、令和7年6月1日となっております。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第 1 2 議案第 1 6 号 情報通信技術の活用による行政手続等に
係る関係者の利便性の向上並びに行政運
営の簡素化及び効率化を図るためのデジ
タル社会形成基本法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

令和6年6月7日に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されます。この改正法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法について、条項にずれが生じるため、関係条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第 1 3 議案第 1 7 号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されております。この改正に伴い、対象となる保育事業所における保育従事者の配置基準が見直されたため、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第18号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、農林業センターが保有する農業機械の使用について、現行では町外での使用は認めておりません。しかし、町の茶業の中心的経営体として位置づけられる農業法人等は、安定した生産基盤の確保を図るため、隣接する町外にも受益地を求め、規模拡大が行われています。このため、町内の農業法人または共同生産組織等の構成員が、町外の圃場において農業生産を継続的に行う場合は使用許可の対象とするよう所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第19号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

近年、消防団員の実数と条例定数において実人員が乖離する状況にあるため、これを勘案

し定数の適正化を図るため、310人から235人に改正するものであります。

また、刑法等の一部を改正する法律等により、当該条例中の「禁錮」を、先ほども申し上げましたが、「拘禁刑」に改めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 6 議案第 2 0 号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害等共済基金が市町村に支払う消防団員退職金報奨金の勤務年数区分を「30年以上」から「35年以上」と区分を追加するに伴い、改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 7 議案第 2 1 号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正は、令和6年4月に開校した義務教育学校9年生が令和7年3月をもって卒業と

なることから、条例中の連携中学校及び川根留学生の定義などを改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 18 議案第 22 号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について

◎日程第 19 議案第 23 号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条
例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例及び議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので、一括して説明をいたします。

近年の物価高、燃料費高騰の中でも、川根留学生生徒募集を優先に考え、利用料金を据え置いてきましたが、寮の運営状況も厳しい状態が続いております。このような中、利用料金の引上げを行うことにより収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に、相応の利用料金及び食事提供料金の改正をするものです。

また、令和6年度、町立中川根中学校及び町立本川根中学校が義務教育学校となり、令和7年度から義務教育学校卒業生が対象となることから、名称の変更も行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 20 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について
(接岨峡温泉休憩施設)

◎日程第 21 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について
(寸又峡温泉野天風呂)

○議長（石山貴美夫君） 日程第20、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）から日程第21、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）の2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第24号から25号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定に関する議案であることから、一括して説明をさせていただきます。

今回、御審議いただく施設のうち、接岨峡温泉休憩施設の指定管理者は、現在、指定管理事業者に指定されております。寸又峡温泉野天風呂につきましては、新規の指定管理事業者となります。両施設の指定期間が本年度末をもって満了となることに伴い、同事業者を指定したいものであります。

それでは、議案34ページから35ページを御覧ください。

接岨峡温泉休憩施設につきましては、株式会社西東、代表取締役、西村康正氏より、寸又峡温泉野天風呂は、株式会社増商、増田直樹氏より、それぞれ指定管理者指定申請書の提出があり、川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、それぞれの施設における指定管理者として選定をいたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第22 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について
（町道長松線2号箇所災害復旧）

○議長（石山貴美夫君） 日程第22、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

本案は、令和5年度令和4年災査定番号第52号町道長松線2号箇所道路災害復旧工事の請負契約の変更契約の締結の議決を求めるものであります。

本案につきましては、令和6年3月22日、令和6年第1回定例会により契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容の一部を変更し、その契約金額を546万7,000円増額し、変更後契約金額8,158万7,000円に変更請負契約を締結しようとするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

**◎日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 6 年度川根本町一般会計補正予算
(第 9 号)**

○議長（石山貴美夫君） 日程第23、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、総額を81億円としたいものです。

今回の補正は、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額のほか、給与改定に伴う人件費の増額、物価高騰対応重点支援臨時交付金を原資とした住民税非課税世帯への給付金事業、プレミアム付商品券事業、学校給食及び保育園における材料賄費の増額分の補填や県営事業である農地中間管理機構事業及び急傾斜地崩壊対策事業において事業が前倒しになったことによる負担金の増額、退職手当の増加に係る委託料の増額、過疎対策事業債を活用した教職員住宅あじさい寮の改修工事を計上しています。また、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更生が主な内容となっております。

第2表の繰越明許費については、年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越し限度額をお認めいただきたいもので、主には、今回計上させていただいた物価高騰対応重点支援臨時交付金に係る経費のほか、災害復旧事業に係る経費、定住促進住宅建設事業費補助金となっております。

第3表の地方債補正については、激甚災害の町負担分について、災害復旧事業債、教職員住宅あじさい寮修繕における過疎対策事業債の充当が主な内容であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万

5,000円を追加し、総額を7億8,857万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上、金利引上げによる利子の基金積立てに係る費用の計上であり、財源は一般会計繰入金と財産収入で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第25 議案第29号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万7,000円を追加し、総額を14億3,309万7,000円としたいものです。

今回の補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修費、実績見込みによる介護給付費の増額の計上のほか、前年度実施した地域支援事業の支払額確定に伴う国県支出金返還金の計上となります。また、給与改定に伴う人件費も計上しております。

財源は、一般会計からの繰入金と支払準備基金繰入金で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第26 議案第30号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、総額2,315万1,000円としたいものです。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上で、財源は繰越金で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第31号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、総額を5,146万円としたいものです。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上で、財源は診療収入で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第32号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出について、収入においては78万5,000円を増額し、総額1億6,422万7,000円とし、支出においては157万1,000円を増額し、総額2億2,436万7,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の更生による計上となります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 2 9 議案第 3 3 号 令和 7 年度川根本町一般会計予算

◎日程第 3 0 議案第 3 4 号 令和 7 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 3 1 議案第 3 5 号 令和 7 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 3 2 議案第 3 6 号 令和 7 年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第 3 3 議案第 3 7 号 令和 7 年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第 3 4 議案第 3 8 号 令和 7 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第 3 5 議案第 3 9 号 令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第33号、令和 7 年度川根本町一般会計予算から日程第35、議案第39号、令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第33号から39号について、令和 7 年度における一般会計から各特別会計及び企業会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

議案第33号、令和 7 年度川根本町一般会計当初予算は64億1,700万円で、前年度と比べ2,800万円、率にして0.4%の増額となる予算編成となりました。

令和 6 年度当初予算においては、斎場建設における実施設計、中川根斎場の解体費用、し尿等中継槽建設における運搬車両購入費、新スマート物流実装事業、元北小学校解体費用等の計上により、予算規模が大きくなっておりました。

令和 7 年度当初予算においても、人件費の増加のほか、行政システムの標準化、参議院選挙など国が主導する事業や物価高騰による経常経費の増加などの影響により、予算規模は令和 6 年度と同等となっております。国県補助金や過疎対策事業債といった有利な地方債を財源とし、可能な限り財政負担を抑えた予算編成としております。

歳入歳出予算については、第 1 表歳入歳出予算のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び

限度額については、第2表債務負担行為のとおりです。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については第3表地方債のとおりです。

議案第34号、国民健康保険事業特別会計は7億3,900万円で、前年度比6,600万円、率にして9.8%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第35号、後期高齢者医療事業特別会計は1億5,020万円で、前年度比50万円、率にして0.3%の増額となり、歳入歳出については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第36号、介護保険事業特別会計は14億1,300万円で前年度と同額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第37号、訪問看護事業特別会計は2,320万円で、前年度比140万円、率にして0.4%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第38号、いやしの里診療所事業特別会計は5,060万円で、前年度比60万円、率にして1.2%の減額となります。歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第39号、簡易水道事業会計は、令和5年度から企業会計となり、収益的収入が1億6,012万5,000円、収益的支出は2億162万4,000円です。資本的収入が7,526万7,000円、資本的支出が9,893万5,000円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する2,368万8,000円については、当年度分消費税などの資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

合併20周年を迎える令和7年度を前に、新町建設計画に掲げられたインフラ整備の予算素地が完了した今、私自身、ハードからハート、いわゆるソフト事業への転換期として令和7年度を捉え、たとえ予算額は小さいとはいえ、人への投資や地理的不利を軽減していくサービスに重点を置いた施策を展開していきます。私の公約でもある安心・安全な生活基盤の構築、定住・移住の促進、結婚・出産・子育てへの支援、特色ある教育の推進による人口減少対策、主要産業の生産基盤維持への投資や地域のにぎわいの創出による主要産業の活性化の集大成の年として、また、町民の皆様に、地域への誇り、地域愛、いわゆるシビック・プライドを持っていただけるまち、合併30周年、40周年と迎えらる持続可能なまちを実現するスタートの年とする思いを令和7年度当初予算に込めました。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第33号から議案第39号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。4点ほど伺いたいと思います。

当初予算に対する総括質疑です。

最初に、歳入において、財政調整基金の繰入れを今年度当初比で9,700万円多い3億600万

円と計上されていますが、この調整を含む主要な基金の今年度見込残高と、この予算年度末の見込みないし目標とする残高についてどのように考えているのか、また、主立った基金の残高について、今後どのように管理していく考えか、伺います。

2点目に、藺田町長は町の重点施策の一つとして子育て支援の充実を掲げていますが、大変いいことなんですけれども、この予算案において、具体的に何についてどのように充実を図ったのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

3点目に、大鐵の早期全線復旧についてですけれども、町にとって極めて切実な課題の一つであるはずですが、予算案にざっと目を通したところでは、早期復旧に直接結びつきそうな事業費は、その機運を盛り上げるところからも、目的とする事業費といったものが含まれていないように見受けられました。もし私の見落としであれば、どのような形で必要な事業費が計上されているのか具体的に説明していただきたいと思います。また、どこにも計上されていないのであれば、どのようにして早期全線復旧を実現しようとしているのか、考えているのか教えてください。

4つ目に、もりのくにやウッドハウスおろくぼなどの多くの施設を指定管理とし、町が管理料を負担して運営をさせる状況が続いています。これは、一部町民も利用することがあるとはいえ、ほとんどの場合、町外から訪れる方々に対して町の財政から持ち出しをして施設を使用してもらっているということにほかならないと思います。このような実態を抜本的に改善する方向は、この予算を見る限り示されていないようにしか見えません。この問題にどのように対処するつもりか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） それでは、総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） まず、1点目ですけれども、財政調整基金の見込みということでございます。

また補正のときにも御説明はさせていただきますけれども、今回、地方交付税とか繰入金、繰越金の上程によって基金の繰入れを減額しております。財調についても減額しておりますけれども、1億円ほど取崩しを予定しております。現在のところだと、この年度末で、12月31日現在は9億4,700万円ほどあります。1億円の取崩し予定ですので、この年度末は8億4,700万円くらいを見込んでございます。そのほかですけれども、まちづくり基金、社会福祉基金等については繰入れを減額しておりますので、12月末現在だと、まちづくり基金については2億2,800万円ほどありますので、そのまま年度末に行く予定でございます。

それと、今後の見込みで、7年度については9,700万円ほどプラスされているということです。これについては、やはり物価高とか人件費の上げということで、不足分を財政調整基金で賄っておるということです。7年度については9,700万円ほど増額となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 2つ目の子育て支援の部分はかなりずっと前から強調していて、ただ、新町計画でやらなきゃならんこと幾つもあったものですから。やはり子育ては、皆さん、今回また特別委員会でもお話しさせていただくんですけれども、分娩手当とか交通費の支給とか、またよく聞いてください。お金は少ないんですけども、女性の味方だから、私は。子供の味方でもあるし。そういった意味でも中に置いておいて、どうやって子育て支援やっていくか、本当、名目にしたんで、ハードからハート、本当にこの新町計画の間、やらなきゃいけないことが私多かったものですから、本当は細かい部分をもう少し大事にしてやっていきたい、そんな思いでありますので、予算委員会でまた議員、いろんなことを御質問していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 大井川鐵道全線復旧復興に向けた予算計上のことですが、予算科目、今年度、2款2項5目のところで科目を設けさせてもらっております。ただ、現在におきまして、全線復旧支援の負担については現在調整中であります。これにつきましては、県及び沿線市町、大井川鐵道と現在調整中ですので、その合意がされました後、速やかに計上させていただくことになります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 4番目の指定管理のありようということですが、取りあえず音戯の郷のことは少しずつ手をつけながらやっているという。本当、先人たちがつくってきた施設というのは、なかなかいろんな思いの中で、確かに負担になっていることが多い。そういったこともまた議員の皆さんとお話ししながら、どういった格好でやっていけばいいとか、そういうことも、取りあえずいろんな施設あるものですから、ウッドハウスばかりじゃなくて、当然、茶茗館もそうだし、もりのくに、もりのいずみか、そういったものもあるし、いろんな先人がつくったものの中でどうやって対応をやっていくか。町の負担が重ければ重いほど大変になってくるものですから、いろんな意味でそういった施設のありようも、本当、皆さんとともに考えていかなきゃならん問題だと思っておりますので、取りあえずは今、音戯のところをいろいろやっておるわけですが、そういった意味のことで、一つ一つ施設についてのありようは考えていかなきゃならん、それぐらいの答えしか出てきませんけれども、ただ、本当に手をつけていかなきゃならん問題、幾つもありますので、その辺は皆さんとともに、宿題みたいなところもあるんですが、やってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月14日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時50分